

DVで逃げている人は、10万円を受け取るために手続きが必要です。
早く手続きをしてください

いま、DVなどが理由で、配偶者と別の家やアパートに住んでいても、一人10万円(特別
定額給付金)をもらうことができます。もらうために必要な手続きを説明します。あなたが
この手続きをしなければ、あなたはお金をもらうことができません。早く市役所や町役場に
行ってください。

◆特別定額給付金とは？

特別定額給付金とは、簡単な申請で早く確実に家計への支援をするためのお金です。

◆どうして「わたし」が手続きをしますか？

DVなどを理由に別々に暮らしている人は、あなたが必ず手続きをしてください

<必要なもの・書類>

・本人確認ができるもの (パスポート、在留カードなど、マイナンバーカード)

・自分が住んでいる住所 (子どもと一緒にいる場合は、子どもが住んでいる住所も必要で
す。)

・配偶者がどこに住んでいるか

<あなたがすること>

1. あなたが今住んでいる地域の市役所、または町役場に電話をします。
 2. 市役所／町役場に行く日にちを決めます。
 3. 市役所／町役場の「DV被害申出確認書」の担当課」にいきます。
 4. 「DV被害申出確認書」の担当課」で「DV被害申出確認書」を作ってもらいます。
- ※城陽市に住んでいる人はぱれっとJOYO(0774-54-7545) へ電話をしてください。4月30日(木)はぱれっとJOYOが休みなので、市役所の 市民活動支援課(0774-56-4001)へ電話をしてください。
- 10万円をもらうための手続き(特別定額給付金)は、いつから始まるかまだ分かりません。DV被害申出確認書を作ってもらったときに、聞いてみましょう。また10万円をもらうための手続きが始まったら「DV被害申出確認書」をもって今、住んでる市役所／町役場で手続きをしてください。